



佐野市告示第89号

寄附金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水と緑と万葉のまちづくり寄附条例で定める寄附金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年4月2日

佐野市長 岡部正英

1 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称並びに委託事務の内容

主たる事務所の所在	名称	委託事務の内容
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社 さとふる	受託者が運用するインターネットシステムにおいて受け付けた寄附金を収納する業務

2 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで